

平成14年度  
(財)社会安全研究財団  
委託研究事業

# 違法・有害情報に関する調査研究

## 調査報告書

平成14年11月

株式会社UFJ総合研究所

## はじめに

インターネットの急速な普及を背景として、企業や家庭、官公庁などにおけるインターネットやコンピュータの活用が進んできている。インターネットの持つ、誰でもが簡単に情報発信が行えるという特性により、インターネット上のホームページの数も膨大なものとなっており、家庭に居ながらにしてこれら多様な情報の利用が可能になっている。

一方で、これらの膨大な情報の中には、わいせつ情報や誹謗・中傷等の違法情報、差別を助長する情報等の有害情報が含まれている。これらの情報の中には犯罪を誘発するものもあり、実際に、インターネット上の情報をもとに爆弾を製造した事件等も発生している。また、性や暴力に関する極端なコンテンツに意図せず触れてしまう危険性があることから、青少年の健全な育成への悪影響が懸念されるなど、社会問題化してきている。

しかしながら、これら違法・有害情報の実態は十分に把握されているとはいえない状況にある。そこで、本調査では、インターネット上に流通している違法・有害情報を収集・分類し、法的評価等の分析を行い、その実態把握を行った。

本報告書が、今後のインターネットの健全な発展を促進する一助となれば幸いである。

## ◇◇ 目次 ◇◇

第1章 調査の概要 .....	1
1. 調査の背景と目的 .....	1
2. 調査方法 .....	4
第2章 違法情報の現状と法的評価 .....	6
I. 不法売買 .....	7
1. 銃刀類取引関連情報 .....	7
2. ノミ行為関連情報 .....	10
3. 偽ブランド品、盗品売買 .....	12
4. 麻薬、覚せい剤等薬物取引関連情報 .....	17
II. 悪徳商法 .....	22
1. ねずみ講 .....	22
2. マルチ商法 .....	25
III. ギャンブル・賭博 .....	27
1. 海外宝くじ .....	27
2. オンラインカジノ .....	29
IV. わいせつ・ポルノ .....	31
1. わいせつ画像 .....	31
2. アダルト・コンテンツ .....	35
3. 児童ポルノ .....	37
V. 著作権、知的財産権 .....	41
1. 著作権関連 .....	41
VI. 誹謗・中傷 .....	47
1. 名誉毀損、信用毀損 .....	47
2. 肖像権、プライバシー権、パブリシティ権 .....	51
第3章 有害情報の現状 .....	55
I. 性に関する情報 .....	56
II. 不快な情報 .....	57
III. 犯罪・自殺等を誘発する情報 .....	58
1. 自殺を誘発する情報 .....	58
2. 薬物に関連する情報 .....	58
3. 不正アクセス、コンピュータウイルス等に関する情報 .....	59

4. 爆弾・武器などの製造方法.....	60
5. その他の犯罪を誘発する情報.....	61
IV. 差別を内容とする情報.....	62
V. 被害者及びその家族の気持ちを逆なでする情報.....	63
第4章 まとめ.....	64
1. 違法情報に関する法的評価.....	64
2. 有害情報に関する評価.....	67
3. 違法・有害情報への対応策.....	69
(1)法執行機関による違法情報の取り締まり.....	69
(2)ISPによる自主的対応.....	69
(3)民間のホットライン活動推進.....	69
(4)フィルタリングソフトの活用.....	70
(5)違法・有害情報に関する知識等の普及・啓発.....	70

## 第1章 調査の概要

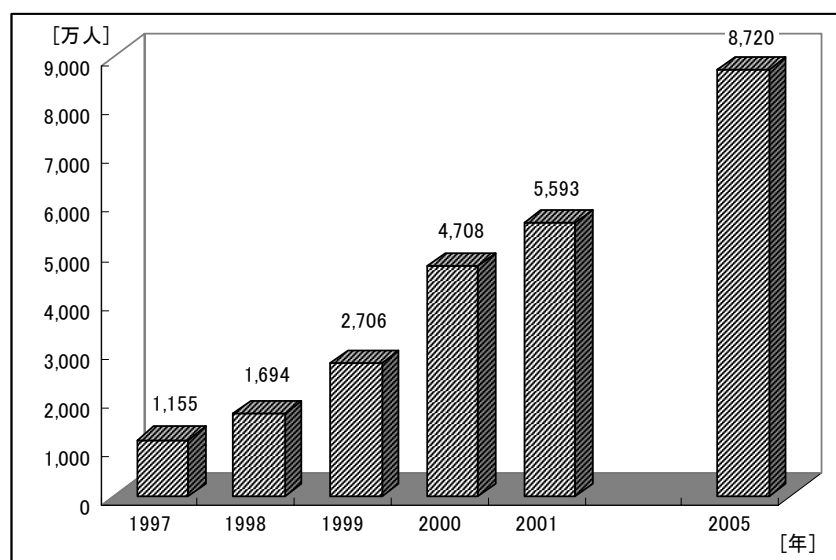
### 1. 調査の背景と目的

#### (1) インターネットの普及

近年、インターネットは急速に普及している。総務省情報通信白書によると、2001年末時点でのインターネット利用人口は5,593万人に達し、人口普及率は44.0%となっている。さらに2005年には8,720万人に増加するものと見込まれている。

我が国のJPドメインにおけるコンテンツも急激に増加している。総務省情報通信白書によると、2001年8月時点でのホームページ数(htmlファイル数)は、6,507万ファイルに達している。

我が国におけるインターネット利用人口の推移



資料：総務省「平成14年版情報通信白書」

我が国におけるインターネットコンテンツ量の推移

	1998年8月	1999年8月	2000年8月	2001年8月
サーバー数 (台)	54,000	85,000	120,000	177,000
総ページ数 (万ページ)	1,790	3,850	5,570	6,507
総ファイル数 (万file)	3,648	8,574	13,204	16,700
総データ量 (GB)	664	1,889	3,212	4,446

資料：総務省「平成14年版情報通信白書」

#### (2) 違法・有害情報の状況

一方で、これらの膨大な情報の中には、わいせつ情報や誹謗・中傷、詐欺等の違法・有害な情報も含まれている。これらの情報の中には犯罪を誘発するものもあり、実際に、

インターネット上の情報をもとに爆弾を製造した事件等も発生している。また、性や暴力に関する極端なコンテンツに意図せず触れてしまう危険性もあり、青少年への悪影響も懸念されるなど、社会問題化している。

実際、2001年中のハイテク犯罪検挙件数 810 件の内訳をみると、わいせつ物頒布等が 103 件、名誉毀損が 42 件、著作権法違反が 28 件となっている。また、ハイテク犯罪等に関して都道府県警に寄せられた相談件数 17,277 件のうち、違法・有害情報に関する相談件数は全体の約 19% (3,282 件) を占めており、その他にも名誉毀損・誹謗中傷等に関する相談件数が 2,267 件ある。

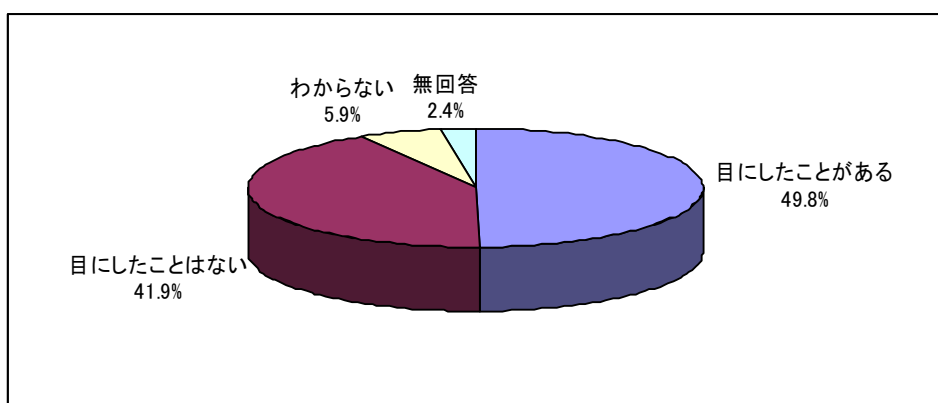
ハイテク犯罪等に関する相談受理件数

	2000 年	2001 年	増減
違法・有害情報に関する相談	2,896 件	3,282 件	386 件
迷惑メールに関する相談	1,352 件	2,647 件	1,295 件
名誉毀損・誹謗中傷等に関する相談	1,884 件	2,267 件	383 件
インターネット・オークションに関する相談	1,301 件	1,099 件	798 件
詐欺・悪質商法に関する相談（インターネット・オークション関係を除く）	1,396 件	1,963 件	567 件
不正アクセス・コンピュータウイルスに関する相談	505 件	1,335 件	830 件
その他	1,801 件	3,684 件	1,883 件
合計	11,135 件	17,277 件	6,142 件

資料：警察庁「平成13年中のハイテク犯罪の検挙及び相談受理状況等について」

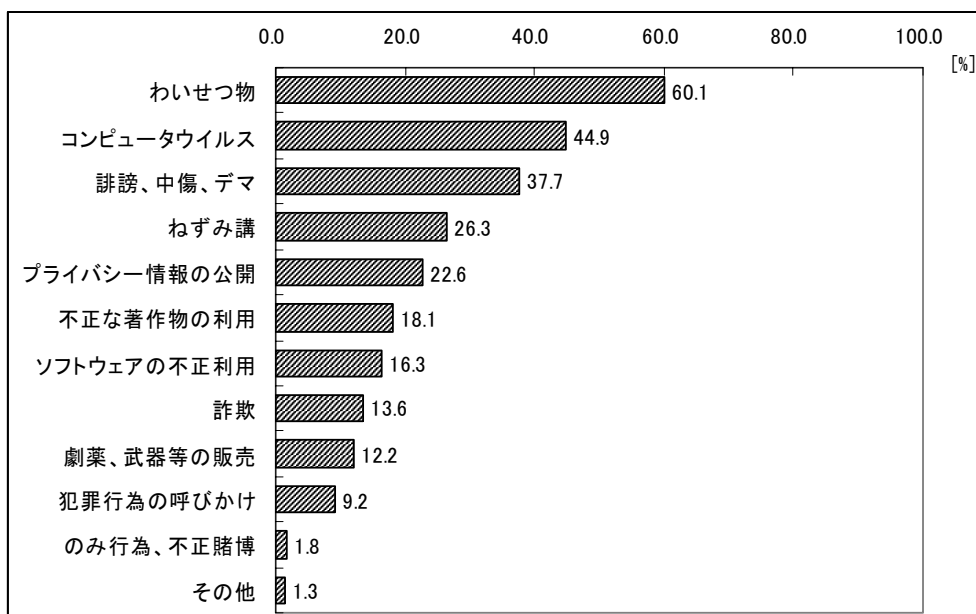
有害情報への接触経験を持つ利用者も多くなっている。インターネット白書によると、約半数の利用者は接触経験をもっている。利用者が接触する違法・有害情報としては、わいせつ物、誹謗・中傷・デマ、ねずみ講等が多くなっている状況がわかる。

インターネット利用者の違法・有害情報への接触経験



資料：インプレス「インターネット白書2001」

### 接触した違法・有害情報の内容



資料：インプレス「インターネット白書2001」

プロバイダー事業者へも違法・有害情報に関する苦情が寄せられている。テレコムサービス協会資料によると、特に、誹謗・中傷・差別発言、わいせつ等、詐欺・ねずみ講に関する苦情が多く、違法有害情報に関する苦情の約半数を占めている。その他にも、著作権侵害やプライバシー・個人情報に関する苦情が多くなっている。

海外においても違法有害情報は社会的に大きな問題となっており、例えば、EU委員会報告では以下のような情報が違法・有害情報として挙げられている。

### EU委員会報告で例示されている違法・有害情報

National Security	Instructions on bomb-making, illegal drug production, terrorist activities
Protection of minors	Abusive forms of marketing, violence, pornography
Protection of human dignity	Incitement to racial hatred or racial discrimination
Economic security	Fraud, instructions on pirating credit cards
Information security	Malicious hacking
Protection of privacy	Unauthorized communication of personal data, electronic harassment
Protection of reputation	Libel, unlawful comparative advertising
Intellectual property	Unauthorized distribution of copyrighted works, e.g. software or music

資料：EU委員会資料

### (3)調査の目的

このように違法・有害情報は社会問題化してきているが、その実態は必ずしも明らかではない。そこで、本調査では誰でも簡単に利用できるホームページを対象として、幅広く違法・有害情報を収集し、これらの類型化、法的評価を通じて、違法・有害情報の実態を明らかにすることを目的とする。

## 2. 調査方法

### (1)調査対象

誰もが簡単に利用できるホームページを調査対象とする。インターネット上の掲示板は誰もが利用できることから調査対象に含めている。

迷惑メール等の電子メールは調査対象から除外した。

尚、本調査では、違法情報、有害情報を以下のように定義する。

#### ○違法情報：

法令に違反したり、他人の権利を侵害したりするような情報及び犯罪が行われている疑いのある情報

例：不法売買（銃刀類、麻薬等）の疑いのある情報、悪徳商法（ねずみ講等）、わいせつ・ポルノ、ギャンブル・賭博、著作権・知的財産権侵害、誹謗中傷等

#### ○有害情報：

違法情報には該当しないが、公共の安全や善良な風俗を害するような情報

例：性に関する情報、不快な情報（死体、暴力等）、犯罪等を誘発する情報、差別を内容とする情報、被害者及びその家族の気持ちを逆撫でする情報等

### (2)調査フロー

調査は、以下のステップにより実施した。

#### ①インターネット上からの違法・有害情報のサンプルを収集

検索エンジンによる検索や、リンク集（いわゆるアンダーグラウンドリンク集）、掲示板の書き込み等を元に、インターネット上の違法有害情報のサンプルを収集した。

#### ②違法有害情報のサンプルを類型化

収集した違法有害情報の内容、提供形態等をもとにサンプルを類型化して、整理を行った。



### ③違法情報の違法性評価

類型別に、インターネット上でのサンプル事例、関連する法令・判例・検挙事例を収集し、法的な評価を行った。

### ④有害情報の整理

インターネット上でのサンプル事例、関連する事件等を類型別に整理した。



## 第2章 違法情報の現状と法的評価

インターネット上の違法・有害情報のサンプル収集を行い、「法令に違反したり、他人の権利を侵害したりするような情報及び犯罪が行われている疑いのある情報」に該当すると想定される情報を違法情報と捉え、以下のように類型化した。

### 違法情報の類型化

大項目	中項目	小項目
Ⅰ．不法 売買	銃刀類取引関連	インターネットを通じた拳銃、モデルガン等の販売
	ノミ行為関連	インターネットを通じたノミ行為
	偽ブランド品、盗 品売買	インターネットを通じた偽ブランド品売買
		インターネットを通じた盗品売買
	麻薬、覚せい剤等 薬物取引関連	インターネットを通じた規制薬物販売
		インターネット上での規制薬物入手法等掲示
		医薬品等の個人輸入代行
		未許可業者による医薬品等の販売
		未承認医薬品の広告（名称、製造方法、効能、効果又は性能）
Ⅱ．悪徳 商法	ねずみ講	ねずみ講の開設、勧誘
	マルチ商法	<b>Web</b> 等に特定商取引法に規定されている事項の表示がない <b>Web</b> 等に商品、特定利益に関する誇大広告がなされている
Ⅲ．ギャ ンプル・ 賭博	海外宝くじ	国内事業者によるインターネットを通じた海外宝くじの販売、販売代行
		海外事業者によるインターネットを通じた海外宝くじの販売、販売代行
		国内事業者によるオンラインカジノの開設
		海外事業者によるオンラインカジノの開設
Ⅳ．わい せつ・ポ ルノ	わいせつ画像	わいせつ画像の掲載
		わいせつ行為のライブ配信
		マスク処理したわいせつ画像の掲載
		海外のサーバを利用したわいせつ画像の掲載（日本国内に向けて）
		インターネットを利用したわいせつ物の販売
		わいせつ画像の掲載を行っているサイトへのリンク
	アダルト・コンテン ツ	映像送信型性風俗特殊営業の届出なく、有料でアダルトコンテンツを提供
		無料でのアダルトコンテンツの提供
	児童ポルノ	児童ポルノ画像・動画の掲載
		合成写真による児童ポルノ画像の掲載（実在する児童の身体の大部分が描写されている写真等）
		実在する児童の姿態と認められる絵の掲載
		児童ポルノ（ビデオ、CD-ROM等）の販売
		児童ポルノ掲載サイト情報の提供
Ⅴ．著作 権、知的 財産権	著作権関連	著作者に無断で商用ソフトを掲載し、閲覧者がダウンロード可能な状態にしているサイト
		商用ソフトのシリアルナンバーの掲載
		著作者に無断で音楽ソフト、歌詞や楽譜を掲載し、閲覧かつダウンロード可能な状態にしているサイト
		エミュレータをダウンロードできるサイト
		エミュレータで動作させるソフト（ROMイメージ）を掲載し、閲覧者にダウンロード可能な状態にしているサイト
		他人のサイトへのリンク

違法情報の類型化（続き）

大項目	中項目	小項目
V. 著作権、知的財産権（続き）	著作権関連（続き）	フレーム技術等によりリンク先の情報が当初の意図と異なって表示されるサイト
		フレーム技術等により他人のサイトをあたかも自分のサイトのように見せるリンクを貼っているサイト
		他人のコンテンツ（ホームページや写真、記事等）を無断で掲載
VI. 誹謗・中傷	名誉毀損、信用毀損	私人を誹謗・攻撃する情報
		公職人、著名人などを誹謗・攻撃する情報（公共の利益に関係しない情報、根拠のない情報、個人の攻撃等の掲載）
		公職人、著名人などを誹謗・攻撃する情報（真実であり、かつ公益性のある情報で、私生活に関係ない事実の掲載）
		企業や組織を誹謗・攻撃する情報（公共の利益に関係しない情報、根拠のない情報、役人の攻撃等の掲載）
		企業や組織を誹謗・攻撃する情報（真実であり、かつ公益性のある情報の掲載）
	肖像権、プライバシー権、パブリシティ権	私人の個人情報の無断掲載
		自ら撮影した画像を被写体に無断で掲載
		自ら撮影した画像（被写体が公共の場など風景の一部として写っている場合）を被写体に無断で掲載
		著名人の写真の無断掲載
		著名人のコラージュ画像を掲載

以下、個々の違法情報毎に、インターネット上のコンテンツ状況、関連法令、関連判例・検挙事例について整理する。

## I. 不法売買

### 1. 銃刀類取引関連情報

#### (1) インターネット上でのコンテンツ事例

インターネットオークションを利用して、違法銃器等の販売が行われているケースが多い。警察ではオークションに関連して、模造拳銃、模擬銃器（販売目的の所持）、無登録の刀や短刀などの摘発が急増しているとされており、平成 13 年中に違法銃器が 20 丁以上摘発されている。

#### (2) 関連法令

銃砲刀剣類等所持取締法（銃刀法）にて、許可を受けたもの以外の銃や刀の所持は基本的に禁止されている。さらに輸入、譲渡し等のほか、譲受けも禁止されている。

また、銃だけではなく、模造拳銃及び販売目的の模擬銃器なども所持が禁止されている。

#### ○銃砲刀剣類等所持取締法

## 第二条（定義）

この法律において「鉄砲」とは、けん銃、小銃、機関銃、砲、猟銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）をいう。

2 この法律において「刀剣類」とは、刃渡 **15** センチメートル以上の刀、剣、やり及びなぎなた並びにあいくち及び **45** 度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り **5.5** センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で **1** センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して **60** 度以上の角度で交わるものを除く。）をいう。

## 第三条（所持の禁止）

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、銃砲又は刀剣類を所持してはならない。

### 第三条の2

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃の銃身、機関部体、回転弾倉又はスライド（以下「けん銃部品」という。）を所持してはならない。

### 第三条の3

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、実包のうちけん銃に使用することができるものとして内閣府令で定めるもの（以下「けん銃実包」という。）を所持してはならない。

### 第三条の4（輸入の禁止）

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃、小銃、機関銃又は砲（以下「けん銃等」という。）を輸入してはならない。

→同様に拳銃部品（第三条の5）、拳銃実包（第三条の6）の輸入も禁止されている。

### 第三条の7（譲渡し等の禁止）

何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、けん銃等（第3条第1項第6号に規定する銃砲に該当するものを除く。以下この条及び第3条の10において同じ。）を譲り渡し、又は貸し付けてはならない。

→同様に拳銃部品（第三条の8）、拳銃実包（第三条の9）の譲渡し等も禁止されている。

### (3) 関連判例、検挙事例等

【関連判例】2002年7月30日 長野地裁

インターネットのオークションサイトで改造拳銃を販売したとして、銃刀法違反の罪で、有罪判決が言い渡された（懲役2年6月、執行猶予3年）。被告は93年末に改造拳銃を護身用として知人から入手し、ネットオークションで引き取り先をさがしていた。

【検挙事例】2001年6月5日

ネットオークションで販売する目的で、違法なモデルガン所持していた疑いがあるとして、会社役員男性が銃刀法違反容疑（模擬銃器の販売目的所持）で逮捕された。また、モデルガンなどが押収された。（神奈川）

【検挙事例】2002年4月1日

インターネットホームページや電子メールを利用して拳銃を売ろうとしていた疑いがあるとして、男性が銃刀法違反（所持）などの現行犯で逮捕された。容疑者はマニア向けにモデルガン販売のホームページを開設し、その顧客に対して本物の拳銃の販売を図っていた。（神奈川）

### (4) 違法性評価

Webコンテンツの違法性評価

コンテンツ内容	違法性
インターネットを通じた拳銃、モデルガン等の販売	×：違法 銃刀法第三条 (所持の禁止、譲渡し等の禁止)

## 2. ノミ行為関連情報

### (1) インターネット上でのコンテンツ事例

ホームページ、電子掲示板、不特定多数への電子メール（迷惑メール）等を通じて、馬券購入代行といったノミ行為につながる行為や、ノミ行為の勧誘などが行われている。

#### 【掲示板での書き込みの例】

家に居ながら馬券が購入出来ます！  
メールで簡単購入！  
会員制なので好品質！  
入会金等一切ナシ！  
先着順50名ですのでお早めに！！  
詳細欲しい方はメール下さい。

#### 【電子メールの例】

\*\*\*\*\*  
賭け事好きに朗報！  
喫茶店で競馬・競輪・  
競艇ができる！  
\*\*\*\*\*  
競馬のほかにも競輪・競艇ができるようになりました。  
当店の便利なところ  
◎はずれでも掛け金の○%が返ってきます。  
◎レース終了後は、券を焼却するので証拠が残りません。  
\*\*\*\*\*  
店名  
「\*\*\*\*\*」  
電話番号  
\*\*\*\*\*-\*\*\*\*\*  
所在地は郵便でお知らせするので電話で住所と名前を言って下さい。  
\*\*\*\*\*

### (2) 関連法令

競馬関連のノミ行為については、競馬法にて、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村以外の者は、勝馬投票券その他これに類似するものを発売して、競馬を行ってはならないとされ、ノミ行為が禁止されている。同様に競艇の場合にはモーターボート競走法違反、競輪では自転車競技法違反となる。また、買い手側についても処罰の対象となる。

#### ○競馬法

##### 第一章（総則）

##### 第1条

日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行なうことができる。

6 日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村以外の者は、勝馬投票券その他これに類似するものを発売して、競馬を行ってはならない。

## 第 27 条

何人も、いかなる名義をもつてするを問わず、第 1 条第 6 項の規定を免れる行為をすることができない。

## 第 30 条

次の各号の一に該当する者は、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 1 条第 6 項の規定に違反した者
- (2) 第 27 条の規定に違反した者
- (3) 中央競馬又は地方競馬の競走に関し勝馬投票類似の行為をさせて財産上の利益を図つた者

第 31 条 次の各号の一に該当する者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。

- (1) 業として勝馬投票券の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもつて不特定多数の者から勝馬投票券の購入の委託を受けた者
- (2) 出走すべき馬につき、その馬の競走能力を一時的にたかめ又は減ずる薬品又は薬剤を使用した者
- (3) 競走について財産上の利益を得、又は他人に得させるため競走において馬の全能力を発揮させなかつた騎手

## (3) 関連判例、検挙事例等

### 【検挙事例】 2000 年 11 月 20 日

インターネットのホームページに競馬の馬券購入代行の広告を出し、客からの注文を受けてノミ行為をしていた男性が競馬法違反の疑いで逮捕された。i モードの電子メールで注文を受けるなどのノミ行為をした疑い。（愛知）

## (4) 違法性評価

### Webコンテンツの違法性評価

コンテンツ内容	違法性
インターネットを通じたノミ行為	×：違法 競馬法第 30 条 (勝馬投票類似行為)

### 3. 偽ブランド品、盗品売買

#### (1) インターネット上でのコンテンツ事例

ネットオークション等を通じて、一般の物品と同じように、偽ブランド品や盗品が売買されているケースがある。

偽ブランド品については、インターネットのオークションを利用し、「コピー」「レプリカ」と表記して偽ブランドを出品している例がある。悪質なものについては、複数の ID を使用して別人を装い同じような商品を重ねて出品している。また、一部のオークションサイトでは、明らかにニセモノと分かる商品についてはサイト側が自動的に排除するような動きがはじまっているが、本物と偽って販売し、偽造品を送付するというケースもある。

ネットオークションでは盗品売買も行われている。警察庁によると、**2000** 年から **2001** 年に警察が摘発したり相談を受けた範囲だけでも、自動車部品やパソコンなど **382** 点の盗品（合計約 **1,600** 万円）がネットオークションで売買された。**2** 年間で約 **5,000** 点の盗品が合計約 **2 億 3000** 万円で取引されたと警察庁では推計している。

#### (2) 関連法令

##### ① 偽ブランド品売買

偽ブランド品は、商標、デザイン、マークなど「知的財産権」を盗用した違法商品とされる。

「商標法」「不正競争防止法」といった法律により、偽ブランド品の販売・製造・輸入を禁止しているため、ネットオークション等によって偽ブランド品を販売した場合にはブランド側と関係なく、刑事事件で摘発される。

##### ○ 商標法

第三十七条（権利の侵害）

次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

1. 指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用
2. 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡又は引渡しのために所持する行為
3. 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、



これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為

4. 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為

5. 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をするために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を所持する行為

6. 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持する行為

7. 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、又は使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造し、又は輸入する行為

8. 登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として製造し、譲渡し、引き渡し、又は輸入する行為

## ○不正競争防止法

### 第二条（不正競争の定義）

この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

1. 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

2. 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

3. 他人の商品（最初に販売された日から起算して3年を経過したものを除く。）の形態（当該他人の商品と同種の商品（同種の商品がない場合にあつては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品）が通常有する形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

※関連部分抜粋

### 第四条（損害賠償）

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第8条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

## ②盗品売買

オークション等で盗品売買を行った場合、盗品と知って譲り受けた者、有償の処分をあっせんした者は、刑法にて罰せられる。また、盗品の提供者は窃盗として刑法により罰せられる。

一般的にオークションサイトでは「出品申し込み」から「サイト掲載」まで自動処理されているため、違法な商品のチェックが甘くなっているのが実状である。

### ○刑法

第二百三十五条

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役に処する。

第二百五十六条

盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、3年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあっせんをした者は、10年以下の懲役及び50万円以下の罰金に処する。

## ③中古品売買

古物営業法は、盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図り、窃盗等の犯罪を抑制するための法律である。中古物品の売買の営業を営もうとする事業者は、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。また、古物商は営業に当たって様々な遵守事項が定められている。例えば、古物を買受れたり売却するときは、その相手方の住所、氏名、職業及び年齢の確認をすることが必要である。

### ○古物営業法

第三条（古物営業の許可）

前条第2項第1号に掲げる営業を営もうとする者は、営業所（営業所のない者にあつては、住所又は居所をいう。以下同じ。）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 前条第2項第2号に掲げる営業を営もうとする者は、古物市場の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けなければならない。

### (3) 関連判例、検挙事例等

#### 【関連判例】2001年5月8日

ネットオークションを利用して真正品より安く偽ブランド品を販売していた会社員女性が、偽ブランド販売の疑いで逮捕された。本件は、**2002年2月**、懲役**10ヶ月**執行猶予**3年**の刑が確定した。（福岡）

#### 【関連判例】2001年12月5日

インターネットのオークションサイトに有名ブランドのコピー商品を出品していた男性、女性が商標法違反と不正競争防止法違反の容疑で逮捕された。二人は、バッグや小物類などのコピー商品を「偽物」と表記することなく、ネットオークションに出品していた。偽造品をネット上に出品したという行為で摘発され、**12月26日**に略式裁判で二人にそれぞれ罰金**30万円**の支払いが命じられた。（滋賀）

#### 【検挙事例】2001年10月3日

オートバイを盗んだあと、部品を取り外して自分たちのオートバイに取り付け、さらに、余った部品はネットオークションに出品していた学生が窃盗の疑いで逮捕された。（神奈川）

#### 【検挙事例】2001年2月21日

ネットオークションを通じて利益目的で売買を継続していたことから、無許可で中古の衣服を売買した行為が古物営業法違反になるとして、男性が古物営業法違反（無許可営業）の疑いで逮捕された。男性は、女子高の体育クラブのユニホームなどを盗品を含めて数十万円で販売していた。（栃木）

#### (4) 違法性評価

##### Webコンテンツの違法性評価

コンテンツ内容	違法性
インターネットを通じた偽ブランド品売買 (偽ブランド品の出品者)	×：違法 商標法第 37 条 (権利の侵害) 不正競争防止法第 4 条 (損害賠償)
インターネットを通じた盗品売買 (盗品の出品者)	×：違法 刑法 235 条 (窃盗) 刑法 236 条 (盗品の有償処分のあつせん等)

## 4. 麻薬、覚せい剤等薬物取引関連情報

### (1) インターネット上でのコンテンツ事例

薬物のうち我が国で最も乱用されているのは覚せい剤であり、薬物事犯全体の9割以上を占めている。近年、薬物事犯は増加傾向にあるが、その要因の一つとして、インターネット、携帯電話等の普及により、密売人や他の薬物乱用者との接触の機会が容易になり、時間・場所に関係なく、覚せい剤等規制薬物を入手しやすくなっていることが言われている。

ホームページでは「合法ドラッグ」等として広告を行っている例がある。「合法ドラッグ」と称するものは、医師の処方せんが必要な医薬品(バイアグラなど)、薬事法未承認の海外の薬品、麻薬規制の対象外だが服用すると幻覚作用を起こすものなどがある。こうした「合法ドラッグ」と称する薬がホームページや掲示板を通して取り引きされている。ただし、向精神薬は、精神系の治療の医薬品で医師の処方せんなしでは服用が禁じられており、授与売買は「麻薬及び向精神薬取締法」で規制される。未承認薬については広告するだけで「薬事法」違反になる。また、医師の処方せんが必要とされる要指示薬については、医師等から処方せんの交付又は指示を受けた者以外の者に対して授与してはいけない(薬事法)。最近では、麻薬及び向精神薬取締法の政令が改正され、インターネット上などで売買が横行している「脱法ドラッグ」のうち、毒性の強い「GHB」と「4-MTA」が新たに麻薬に指定された。

医薬品等については、厚生省が認可していないものであっても個人で使用するのであれば、ある一定の範囲内で個人輸入として認められている(医薬品であれば2ヶ月分以内)。ただし、他人への譲渡、販売は禁止されている。また、個人利用のためであれば輸入代行は認められているが、未承認医薬品についての効用等を輸入代行業者が広告することは禁止されている。そのためホームページで未承認医薬品の効用を掲載することは広告に当たるとされ、検挙例がある。

### (2) 関連法令

薬物については、以下の法律によって取締りが行われている。

- ・ 麻薬及び向精神薬取締法
- ・ 覚せい剤取締法
- ・ 大麻取締法
- ・ あへん法
- ・ 毒物及び劇物取締法

また、医薬品等については、薬事法にて、以下が取り決められている。

- ・薬局は都道府県知事の許可が必要。輸入販売業は厚生労働大臣の許可が必要。
- ・未承認医薬品でも個人利用であれば個人輸入は認められる。ただし、他人への譲渡、売買は禁止。
- ・未承認医薬品についての広告は禁止

## ○麻薬及び向精神薬取締法

### 第1条（目的）

この法律は、麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等について必要な取締りを行うとともに、麻薬中毒者について必要な医療を行う等の措置を講ずること等により、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とする。

### 第2条（用語の定義）

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### 1.麻薬

別表第1に掲げる物をいう。

##### （別表1）

- ・3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン（別名アセチルメタドール）及びその塩類
- ・ $\alpha$ -3-アセトキシ-6-ジメチルアミノ-4・4-ジフェニルヘプタン（別名アルファアセチルメタドール）及びその塩類 他

#### 6.向精神薬

別表第3に掲げる物をいう。

##### （別表3）

- ・5-エチル-5-フェニバルビツール酸（別名フェノバルビタール）及びその塩類 他

### 第12条（禁止行為）

ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬（以下「ジアセチルモルヒネ等」という。）は、何人も、輸入し、輸出し、製造し、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、又は廃棄してはならない。ただし、麻薬研究施設の設置者が厚生労働大臣の許可を受けて、譲り渡し、譲り受け、又は廃棄する場合及び麻薬研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、研究のため、製造し、製剤し、小分けし、施用し、又は所持する場合は、この限りでない。

## ○覚せい剤取締法

第2条 この法律で「覚せい剤」とは、左に掲げる物をいう。

- (1) フェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン及び各その塩類
- (2) 前号に掲げる物と同種の覚せい作用を有する物であつて政令で指定するもの
- (3) 前二号に掲げる物のいずれかを含有する物

第14条（所持の禁止）

覚せい剤製造業者、覚せい剤施用機関の開設者及び管理者、覚せい剤施用機関において診療に従事する医師、覚せい剤研究者並びに覚せい剤施用機関において診療に従事する医師又は覚せい剤研究者から施用のため交付を受けた者の外は、何人も、覚せい剤を所持してはならない。

## ○薬事法

第5条（開設の許可）

薬局は、その所在地の都道府県知事の許可を受けなければ、開設してはならない。

第22条（輸入販売業の許可）

医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入販売業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入をしてはならない。

2 前項の許可は、厚生労働大臣が営業所ごとに与える。

第68条（承認前の医薬品等の広告の禁止）

何人も、第14条第1項に規定する医薬品又は医療用具であつて、まだ同項（第23条において準用する場合を含む。）又は第19条の2第1項の規定による承認を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。

## (3) 関連判例、検挙事例等

【関連判例】1999年4月22日 東京地裁

大学院生が、大学研究室にあるクロロホルムなど毒劇物や向精神薬を持ち出し、ホームページを通じて売り捌いていたとして、毒劇物取締法（無許可販売）、麻薬及び向精神薬取締法違反に問われた事件で、大学院生は懲役1年6月及び罰金20万円の実刑判決を受けた。この大学院生は、販売する薬物の多くを研究室から持ち出すことにより入手していた。また、販売にあたっては、匿名性のあるインターネットの通信機能や架空名義の銀行口座を利用するなどしていた。

【関連判例】2000年9月28日 大阪地裁

インターネットで覚せい剤の入手方法などの情報をホームページに掲示し、薬物乱用を唆したとして、麻薬特例法違反の唆し容疑(覚せい剤乱用を公然とそそのかした)で逮捕された男性についての判決公判が **2000年9月28日**大阪地裁で開かれ、「覚醒剤のまん延に与えた影響は重大」として、懲役**3年6月**、罰金**30万円**の実刑を言い渡された。

容疑者は今年**3月**、米国サーバーに「誘惑」というホームページを開設し、「覚せい剤購入方法」、「**LSD**の製造方法」、「架空カード作り方」といった情報を年会費をとって提供していた。このホームページを見て覚せい剤を購入した男が逮捕されたことから、麻薬特例法違反の唆し容疑(覚せい剤乱用を公然とそそのかした)で逮捕されていた。

※麻薬特例法(国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律) **第9条**に「規制薬物を濫用することを、公然、あおり、又は唆した者は、**3年**以下の懲役又は**150万円**以下の罰金に処する。」と規定されている。

#### 【検挙事例】 **2001年8月23日**

日本では認可されていない、性的不能治療薬「バイアグラ」の成分を含んでいる薬品を輸入、ホームページで宣伝したうえで販売していた輸入代行会社社長が薬事法違反の疑いで逮捕された。容疑者は性的不能治療薬「バイアグラ」の成分「シルденаフィル」を含んでいる都瑞強生液を中国から輸入、販売していた。(愛知)



(4) 違法性評価

Webコンテンツの違法性評価

コンテンツ内容	違法性
インターネットを通じた規制薬物販売	×：違法 麻薬及び向精神約取締法第 12 条他 関連法 (所持、譲り渡し等の禁止)
インターネットでの規制薬物入手法等掲示	×：違法 麻薬特例法第 9 条 (規制薬物のあおり、唆し等の禁止)
医薬品等の個人輸入代行	○
未許可業者による医薬品等の販売	×：違法 薬事法第 5 条 (薬局開設の許可)
未承認医薬品の広告 (名称、製造方法、効能、効果又は性能)	×：違法 薬事法第 68 条 (承認前の医薬品等の広告の禁止)

## II. 悪徳商法

### 1. ねずみ講

#### (1) インターネット上でのコンテンツ事例

**Web** や掲示板等において、ねずみ講の勧誘を行っている事例がある。

「マネーゲーム」、「**5000** 円の投資が **200** 万円に！」等と称して、リスト上の数人の銀行口座に一定の現金を振り込ませる。その後、リストの最上位者を削除し、下位の者の順番を繰り上げ、自らを最下位の位置に加えた上で、同様の勧誘文を電子メールや **Web**、掲示板などを通じて多くの人に送り、勧誘するというものである。

中には、「先に参加した者が抜けていくシステムなので違法性はない」という主張を行うものもあるが、加入者が抜けるシステムであるかどうかということは、ねずみ講の要件とはならない。

また、単純に現金を振り込むだけではなく、レポートという商品を介在させることにより、金品配当組織ではなく無限連鎖講にあたらないと主張するものもあるが、判例によると、商品としての価値がなければ無限連鎖講にあたる可能性が高い。

#### 【商品を介在させている例】

リスト上に掲載されている **5** 人からそれぞれ別のレポートを購入し、購入したレポートを他人に販売する形態をとっている。そのため、**Multi Level Marketing (MLM)** であり、ねずみ講や悪徳マルチ商法とは異なる合法的なものであると主張している。ホームページの中では、1 人が **5** 人に紹介したと仮定すると **5** 世代で合計 **781** 万円の収入が得られるという試算を挙げている。

具体的な手順は以下の通りである。

1. リスト上の **5** 人に **2000** 円を振り込み、レポートを購入する。
2. 他人にシステムを紹介（勧誘）する
3. 自分の口座に振り込んで来た者に対してレポートを送付する。

#### (2) 関連法令

無限連鎖講の防止に関する法律により、無限連鎖講の開設、運営、勧誘行為等の一切が禁止されている。

#### ○無限連鎖講の防止に関する法律

##### 第二条（定義）

この法律において「無限連鎖講」とは、金品（財産権を表彰する証券又は証書を含む。以下この条において同じ。）を出えんする加入者が無限に増加するものであると

して、先に加入した者が先順位者、以下これに連鎖して段階的に二以上の倍率をもつて増加する後続の加入者がそれぞれの段階に応じた後順位者となり、順次先順位者が後順位者の出えんする金品から自己の出えんした金品の価額又は数量を上回る価額又は数量の金品を受領することを内容とする金品の配当組織をいう。

### 第三条（無限連鎖講の禁止）

何人も、無限連鎖講を開設し、若しくは運営し、無限連鎖講に加入し、若しくは加入することを勧誘し、又はこれらの行為を助長する行為をしてはならない。

### (3) 関連判例、検挙事例等

#### 【関連判例】2001年5月22日 秋田地裁

電子メールを利用したねずみ講が全国で初めて摘発された事件である。無限連鎖講防止法違反（開設）の罪で懲役10月、執行猶予3年の有罪判決が言い渡された。被告は「会員4人の口座に各1000円を払った後、そのうちの三つに自分の口座を加えて電子メールを送り、同様に勧誘すればもうかる」とする電子メールを7都道府県の10人に送り、ねずみ講を開設した。1年間で約10万人に送信し、106万8000円が振り込まれた。

#### 【関連判例】1983年7月28日 東京高裁、1985年12月12日 最高裁

商品として人工宝石を介在させていたものの、実質的には金銭配当組織であると解され、無限連鎖講違反とされた。

「人工宝石はその有するそれ相応の商品性の故に交付・受領されたものではなく、表面上売買を仮装するために交付・受領されたものにすぎず」と判断し、「商品の販売に名を借りあるいはその外形をとっているものの実質的には金銭の支出・配当が無限連鎖講防止法二条の要件を具備する限り同条にいう「金銭配当組織」と解すべき」とされ、控訴棄却となった。さらに1985年12月12日には、最高裁においても「人工宝石の販売に名を借りた金銭配当組織であり、右組織が無限連鎖講の防止に関する法律に定める要件を充たす金銭配当組織に当たるとした原判断は、正当である。」とされている。

#### 【検挙事例】2001年6月12日

インターネット上でねずみ講を開設し、会員を募っていた容疑者が無限連鎖講防止法違反容疑で逮捕された。容疑者は、電子メールを送り、ねずみ講を開設・運営していた疑いを持たれている。会員は1万2000円の会費を容疑者の銀行口座に振り込み、

さらに電子メールを転送して子会員を勧誘し、配当を受け取る仕組みだった。容疑者は、「映画を格安で鑑賞できる方法」などの情報を販売するものでありねずみ講にはあたらないと主張している。

#### (4) 違法性評価

Webコンテンツの違法性評価

コンテンツ内容	違法性
ねずみ講の開設、勧誘	×：違法 無限連鎖講の防止に関する 法律 第三条 (無限連鎖講開設、勧誘)

## 2. マルチ商法

### (1) インターネット上でのコンテンツ事例

**Web** や掲示板等において、いわゆるマルチ商法に関連した情報提供が行われている。多くの場合、ネットワークビジネスや**MLM (Multi Level Marketing)** 等の用語を利用して紹介を行っている。

こうした **Web** の中には「誰でもできる」、「1ヶ月で〇〇万円もの収入」等といった宣伝がなされているが、収入についての計算方法等が明記されていないケースもある。取り扱う商品内容については、資料請求を行わないとわからないものが多い。

### (2) 関連法令

特定商取引法によりマルチ商法は「連鎖販売取引」として広告規制や書面交付義務などの規制がなされている。そのため、「月々**100**万円儲かる」等という広告を行う場合には、収入の裏付け、計算方法を明記する必要がある。また、電子メールの発信は法定書面の交付とならないので、インターネットや電子メールでの勧誘だけでは、勧誘者は「特定商取引に関する法律」に違反する。

以下、特定商取引法による具体的な規制を整理する。

連鎖販売取引の統括者や勧誘者は契約を勧誘する際や、契約の解除を妨げるために、以下の事項について、故意に事実を告げず、または不実のことを告げる行為をしてはならない。（第**34**条第**1**項）

- ・商品の種類及び性能もしくは品質、権利もしくは役務の種類及び内容に関する事項
- ・特定負担に関する事項
- ・契約の解除に関する事項（クーリングオフ等）
- ・特定利益に関する事項
- ・その他、取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

連鎖販売取引の統括者や勧誘者は契約を締結させ、または契約の解除を妨げるために、人を威迫してはならない。（第**34**条第**3**項）

広告する際には、以下の事項を表示しなければならない。（第**35**条、特定商取引に関する法律施行規則第**25**条）

- ・商品又は役務の種類
- ・特定負担に関する事項
- ・特定利益について広告するときには、その計算方法
- ・広告をする統括者、勧誘者又は連鎖販売業を行う者の氏名又は名称、住所及び電話番号
- ・法人がホームページ、パソコン通信、電子メール等を利用した広告を行う場合には、代表者又は責任者の氏名
- ・商品名

また、誇大広告が禁止されている。(第 36 条)

契約を結ぶ前に「概要書面」、契約後には契約書面を交付することが義務づけられている。(第 37 条)

### (3) 関連判例、検挙事例等

インターネット上の広告について行政処分が行われたケースは無い。連鎖販売取引のみを対象としたものではないが、2001 年度に経済産業省が通信販売サイトに対して行った常時モニタリングでは点検した約 3 万のサイトの内、約 9 千のサイトが特定商取引法に違反するおそれがあると認められた。

#### 特定商取引法違反のおそれのあるものの内訳

		件数	構成比
表示事項の欠落	販売価格	326	3.6%
	送料	2,393	26.5%
	その他負担	6,128	67.8%
	代金の支払時期	1,284	14.2%
	商品等の引渡時期	3,719	41.1%
	代金の支払方法	541	6.0%
	商品等の返品可否と条件	1,933	21.4%
	事業者名	283	3.1%
	住所	861	9.5%
	電話番号	937	10.4%
	代表者又は業務責任者の氏名	2,912	32.2%
意に反する申込画面	申込み操作不明確	118	1.3%
	確認・訂正不可	3,759	41.6%
誇大広告		49	0.5%
合計		9,041	100.0%

資料：経済産業省「平成13年度における特定商取引法の執行状況」（平成14年5月）

### (4) 違法性評価

#### Webコンテンツの違法性評価

コンテンツ内容	違法性
Web 等に特定商取引法に規定されている事項が表示されていない	×：違法 特定商取引法第 35 条 (広告規制)
Web 等に商品、特定利益等に関する誇大広告がなされている	×：違法 特定商取引法第 36 条 (誇大広告)

### Ⅲ. ギャンブル・賭博

#### 1. 海外宝くじ

##### (1) インターネット上でのコンテンツ事例

「海外宝くじで億万長者」等という宣伝を掲げて、海外宝くじの販売代行を行っているサイトがある。取り扱っている宝くじは「海外政府公認の宝くじである」、「購入手続きや代金の処理は全て海外で行っているので違法にならない」といった説明がなされていることが多い。但し、国内事業者が海外事業者であるかのように偽装しているケースもある。

##### (2) 関連法令

海外で合法的な宝くじであっても、国内の事業者等がインターネットを通じて斡旋することや、購入代行を行うことは富くじ発売取次となり違法である。海外の発売者がインターネットを通じて、国内の購買者に販売する行為については、違法性の判断が分かれている<sup>1</sup>。

海外で合法的な宝くじであっても、インターネットを通じて日本国内で購入することは、富くじ授受となり違法行為である。

また、これらの購入代行等を行っている事業者には、当選金を支払わないなどの、詐欺まがいのものもある。

#### ○刑法

##### 第 187 条（富くじ発売等）

富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

##### (3) 関連判例、検挙事例等

###### 【検挙事例】1998年1月

「南太平洋のバヌアツ共和国にある会社が発行する抽選番号つきポストカードを買えば、収益金は環境保護に役立つうえ、抽選で最高 50 億円が当たる」という宣伝

---

<sup>1</sup> 富くじ発売等には国外犯処罰規定（刑法第2条、第3条）がないことから、海外事業者が処罰されることはない。という見解がある。一方で、「国内において購買者の授受罪が成立すると同時に、発売者についても発売についての必要的関与行為である買受が国内でなされている限りにおいては国内犯となり、処罰の対象となる。」（後藤啓二「インターネット上の誹謗中傷、詐欺その他違法・有害情報の現状と対策について」『ジュリスト』（1999.7.15））という見解もある。

をインターネットのホームページ上に掲載していた事業者があり、刑法 **187** 条違反の疑いで捜査が行われた。操作の結果、この事業者は約 **1500** 人から約 **2000** 万円をだまし取っていたとして詐欺罪で検挙した。（広島、岐阜）

#### (4) 違法性評価

Webコンテンツの違法性評価

コンテンツ内容	違法性
インターネットを通じた海外宝くじの販売、販売代行 (国内事業者による)	×：違法 刑法第 <b>187</b> 条 (富くじ発売)
インターネットを通じて海外宝くじの販売、販売代行 (海外事業者による)	△：違法性判断が 分かれている
参考：インターネットを通じて国内で海外宝くじを購入	×：違法 刑法第 <b>187</b> 条 (富くじ授受)



## 2. オンラインカジノ

### (1) インターネット上でのコンテンツ事例

インターネットを通じて、**24** 時間、いつでもギャンブルを行えるオンラインカジノが存在している。提供されている主なゲームは、ブラックジャック、ルーレット、バカラ、ポーカー、スロットマシンなど実際のカジノと同様のものとなっている。現在は **Windows** 用のソフトをダウンロードして利用する形態のものが多くなっているが、**Java** や **Flash** などを利用したオンラインカジノも存在する。

オンラインカジノへの支払いは、クレジットカードが使用されることが多い。賞金はクレジットカードや小切手で支払われている。

### (2) 関連法令

オンラインカジノに関連する法規制としては、刑法第 **185** 条の賭博罪(単純賭博)、刑法第 **186** 条 1 項常習賭博、刑法第 **186** 条 2 項賭博場開帳等凶利がある。

オンラインカジノの違法性を検討する上では、オンラインカジノを運用しているものが国内事業者であるか、海外事業者であるかが問題となる。

国内の事業者がオンラインカジノを開設した場合には、賭博場開帳等凶利にあたり違法である。一方、海外に開設されたオンラインカジノの場合には違法性の判断が分かれている<sup>2</sup>。

オンラインカジノを国内から利用する行為に関しては、単純賭博罪の成立可能性が指摘されているが、現段階で法的判断はなされていない。

### ○刑法

#### 第 **185** 条 (賭博)

賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

#### 第 **186** 条 (常習賭博及び賭博場開帳等凶利)

常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

2. 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

---

<sup>2</sup> 賭博罪、常習賭博及び賭博場開帳等凶利罪には国外犯処罰規定(刑法第2条、第3条)がないことから、海外事業者が処罰されることはない。という見解がある。一方で、富くじと同様、「その行為の一部が日本国内で行われたと解され、犯罪地が国内にあるので、国外の者にも賭博罪が成立しようと解される」(後藤啓二「インターネット上の誹謗中傷、詐欺その他違法・有害情報の現状と対策について」『ジュリスト』(1999.7.15))という見解もある。

(3) 関連判例、検挙事例等

現在のところ、存在していない。

(4) 違法性評価

Webコンテンツの違法性評価

コンテンツ内容	違法性
オンラインカジノの開設（国内事業者による）	×：違法 刑法第 186 条 2 項 （賭博場開帳等図利）
オンラインカジノの開設（海外事業者による）	△：違法性判断が分か れている
参考：オンラインカジノの利用	△：違法性に関する判断 がなされていない （賭博罪、常習賭博罪）

## IV. わいせつ・ポルノ

### 1. わいせつ画像

#### (1) インターネット上でのコンテンツ事例

インターネット上にはわいせつ画像を掲載している **Web** サイトが存在する。海外のサーバに画像を置いている（置いていると称する）ケースも多い。多くのサイトでは、他のポルノサイトの広告やリンクを掲載している。こうしたサイトの中には無料のサンプル画像としてわいせつ画像を提供しているものもある。

電子データではなく、ビデオ等のわいせつ図画をインターネットを通じて申し込みを受けつけ、販売している **Web** サイトもある。

#### (2) 関連法令

刑法第 175 条により、わいせつな文書、図画その他のものの頒布、販売、公然陳列は違法とされている。また、販売の目的でのこれらの物の所持も違法である。

わいせつとは、「徒に性欲を興奮又は刺激せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」（最判昭和 26 年 5 月 10 日）とされている。一般的には、陰部の露出などが、これにあたりとされている。

インターネット上のわいせつ画像データに関しては、以下のような法的論点が存在する。

##### ① 「わいせつ物」の解釈

刑法第 175 条でいう「わいせつ物」であるためには物（有体物）であることが必要とされている。従って、インターネット上のわいせつ画像データ等の電磁的な画像データそのものを「わいせつ物」とはみないことが主流であり、判例ではわいせつデータが記憶・蔵置されたコンピュータ又はハードディスクが「わいせつ物」にあたりと考えられている。わいせつな画像データそのものをわいせつ物とする判例もあるが、学説の多数説とはなっていない。

わいせつ行為をストリーミングによりリアルタイム配信した場合には、わいせつ映像のデータは、「メモリ上に記憶蔵置されるのではなく、メモリ上を通過しているだけである」としてわいせつ物公然陳列罪は認めず、公然わいせつ罪を認めている。

##### ② マスク処理したわいせつ画像

インターネット上のわいせつ画像の中には、陰部などに対してマスク処理を施されているものがある。そのままの状態ではわいせつ画像とは言えないが、利用者が簡単な作業を行うことにより復元できることがよく知られている場合には、判例で

はわいせつ性を認めている。

### ③海外のプロバイダーを利用している場合

わいせつ画像を国内のコンピュータから海外のサーバに送信し、これを利用して配信することにより日本の刑法の適用を逃れようとするケースがある。しかし、わいせつ画像をサーバにアップロードするというわいせつ物公然陳列罪の実行行為の重要部分が日本国内で行われた限り、犯罪地は日本国内と考えられ、刑法 175 条の適用が認められ有罪となっている。

## ○刑法

### 第 174 条（公然わいせつ）

公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

### 第 175 条（わいせつ物頒布等）

わいせつな文書、図画その他の物を頒布し、販売し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処する。販売の目的でこれらの物を所持した者も、同様とする。

頒布、販売、公然陳列の意味するところは、以下のように解釈することが主流となっている。

頒布：不特定または多数人に対し無償で交付すること

販売：不特定または多数人に対し有償で譲渡すること

公然陳列：不特定または多数の人が見ることが出来る状態に置くこと

## (3) 関連判例、検挙事例等

### ①「わいせつ物」の解釈

#### 【関連判例】2001年7月16日 最高裁第三小法廷決定

男女の性器、性交場面等を露骨に撮影したわいせつ画像のデータ合計 4182 画像分をパソコン通信のホストコンピュータのハードディスク内にアップロードし、会員がダウンロードして再生・閲覧できるように設定していた件に関する最高裁判所決定である。

わいせつ物について「わいせつな画像データを記憶、蔵置させたホストコンピュータのハードディスクは、刑法 175 条が定めるわいせつ物に当たるといふべきである」としている。

#### 【関連判例】1998年2月23日 大阪地裁

弁護人がデータ自体をわいせつ図画ということはできないと主張したのに対し、「わいせつな画像のデータそのものがわいせつ図画といふことができるかについ

てまでは、検討しないが、少なくとも、右データが記憶・蔵置されたディスクアレイをもってわいせつ図画ということができる。」という考え方を示している。

**【関連判例】 2000年6月30日 岡山地裁**

インターネット上のホームページを通じて、不特定多数のインターネット利用者にリアルタイムにわいせつなショーを有料で閲覧させていたとして、公然わいせつ罪の有罪判決を受けた。わいせつ画像の中継にはリアルプレイヤーを利用していた。

わいせつな画像データが一瞬でも記憶・蔵置されたサーバー・コンピュータは「わいせつ物」であるとして、わいせつ図画公然陳列罪で起訴されたが、リアルサーバの「メモリ上にパケット化された個々のわいせつ映像のデータが存在する時間は、数ミリ秒であって、人間の感覚では、時間として全く知覚できない程の極めて短い時間であることに照らせば、パケット化された個々のわいせつ映像のデータは、メモリ上に記憶蔵置されるのではなく、メモリ上を通過しているだけであると認定するのが相当である」として、わいせつ図画公然陳列罪（刑法 175 条）を否定し、公然わいせつ罪（刑法 174 条）を認めた。

**②マスク処理したわいせつ画像**

**【関連判例】 1997年12月15日 岡山地裁**

WWW上にマスク処理をしてはあるが、専用ソフトで簡単に復元できるわいせつな画像を掲示、閲覧させたとして、わいせつ図画公然陳列の罪で有罪となった。わいせつ図画は、サーバではなく、情報としての画像データそのものとしたことが特長となっているが、この判断には異論も多くなされている。

**【関連判例】 1999年2月23日 大阪地裁**

日本国内のWWW上にマスク処理をして局部などを隠した画像を掲載したこと、米国に設置されたサーバに会員向けアダルトサイトを開設し、日本国内からそのアダルトサイトにわいせつな画像データを送信していたことがわいせつ物公然陳列にあたるとして有罪となった。マスク処理を施した画像のわいせつ性について、「わいせつな画像の一部にマスク処理が施されていても、それが容易に除去できて、わいせつ性が顕現するものであれば、マスク処理をした画像自体のわいせつ性は、何ら否定されない。」としている。

**③海外のプロバイダーを利用している場合**

**【関連判例】 1999年2月23日 大阪地裁**

米国のサーバにアダルトサイトを開設し、国内から送信したわいせつ画像を、会費を支払った日本国内の不特定多数のインターネット利用者に対し、閲覧すること

を可能にしたことから、わいせつ図画公然陳列にあたり有罪とした。

米国のサーバに開設している点については、「日本国内において、わいせつな画像のデータのアップロード行為、すなわち、わいせつ図画の設置行為について実行の着手があり、また、右画像を不特定多数人に閲覧させるための会員制度の設営行為も日本国内からなされ、現実に日本国内において不特定多数人が右データを再生閲覧しているのであるから、犯罪構成事実の重要部分が日本国内で実現しており、刑法1条1項に規定する国内犯に該当するといえることができる」と判断している。

#### ④わいせつ図画販売

【関連判例】2001年3月14日 横浜地裁

わいせつ画像を収めたCD-ROMをインターネットで販売したとして、わいせつ図画販売などの罪に問われ、懲役1年、執行猶予3年の有罪判決を受けている。

#### (4)違法性評価

Webコンテンツの違法性評価

コンテンツ内容	違法性
わいせつ画像の掲載	×：違法 刑法第175条 (わいせつ物公然陳列)
わいせつ行為のライブ配信	×：違法 刑法第174条 (公然わいせつ)
マスク処理したわいせつ画像の掲載	×：違法 刑法第175条 (わいせつ物公然陳列)
海外のサーバを利用したわいせつ画像の掲載	×：違法 刑法第175条 (わいせつ物公然陳列)
インターネットを利用したわいせつ物の販売	×：違法 刑法第175条 (わいせつ物販売)
わいせつ画像の掲載を行っているサイトへのリンク	△：(わいせつ物公然陳列、または同幫助にあたるとの考え方もある)

## 2. アダルト・コンテンツ

### (1)インターネット上でのコンテンツ事例

インターネット上にアダルト画像などを掲載しているサイトがある。無料で掲載し

ているサイトも多いが、有料の会員制の形態でアダルト・コンテンツを提供しているサイトもある。有料の場合には、風適法により映像送信型性風俗特殊営業として届出が必要であり、その他、**18** 歳未満の者を客としてはいけない等の規制がなされている。

但し、サイト上に「映像送信型性風俗特殊営業登録済」と記載しているサイトであっても、トップページにサンプルとしてアダルト画像が掲載され、**18** 歳未満の者でも容易に見ることができるサイトもある。

## (2) 関連法令

**1999** 年 **4** 月 **1** 日に施行された「風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律の一部を改正する法律（改正風適法）」により、インターネット上のアダルトコンテンツに対する規制が行われている。改正風適法ではインターネット等を利用したアダルト・コンテンツの有料送信を「映像送信型性風俗特殊営業」として規定している。

### 映像送信型性風俗特殊営業の定義

#### 風適法第二条八項 8 号

この法律において「映像送信型性風俗特殊営業」とは、専ら、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる営業で、電気通信設備を用いてその客に当該映像を伝達すること（放送又は有線放送に該当するものを除く。）により営むものをいう。

「性的好奇心をそそる」という定義は、「わいせつ」の概念よりも広く解釈されている。また、営業としての行為を対象としているため、無料でアダルトコンテンツを掲載することは規制から除外されている。

よって、当該コンテンツが「わいせつ」にあたるならば刑法犯（刑法第 **175** 条）となるが、「わいせつ」ではないが「性的好奇心をそそる」アダルト・コンテンツを有料で提供することへは「映像送信型性風俗特殊営業」の規制が適用される。

風適法では、「映像送信型性風俗特殊営業」を行う事業者に対して、以下を規制している。

- ・ 住所地を管轄する公安委員会への届け出（第三十一条の七）
- ・ **18** 歳未満を客とすることを禁止（第三十一条の八 第 **2** 項）
- ・ 学校から一定の距離などの特定地域での広告禁止（第三十一条の八）

無届けには罰則が設けられている。また、**18** 歳未満の者を客とすることを禁止する規定を受けて、「十八歳未満の者が通常利用できない方法による客の依頼のみを受けることとしている場合を除き、電気通信事業者に対し、当該映像の料金の徴収を委

託してはならない。（第三十一条の八第3項）」、「客が十八歳以上である旨の証明又は十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を客から受けた後でなければ、その客に第二条第八項に規定する映像を伝達してはならない。（第三十一条の八第4項）」という規定を設けている。

### (3) 関連判例、検挙事例等

映像送信型性風俗特殊営業の違反事件としては、無届で営業していた業者を検挙した事例や、18歳未満への提供禁止を表示していなかった大阪府の業者に対して業務改善を求める指示処分がなされたケース等がある。

### (4) 違法性評価

Webコンテンツの違法性評価

コンテンツ内容	違法性
有料でのアダルトコンテンツの提供（映像送信型性風俗特殊営業の届出無し）	×：違法 風適法第31条の7 （無届出営業）
有料でのアダルトコンテンツの提供（映像送信型性風俗特殊営業の届出有り）	○：適法 （但し、18歳未満を客としない等の規制を遵守する必要有り）
無料でのアダルトコンテンツの提供	○：適法



### 3. 児童ポルノ

#### (1) インターネット上でのコンテンツ事例

児童買春・児童ポルノ処罰法に定義される **18** 歳未満の児童が被写体となったわいせつ画像や動画などを提供しているサイトがある。小学校や中学校における健康診断等の盗撮動画や、小学生や中学生を相手方とする性行為、性交類似行為に関する動画などを提供している例がある。また、こうした児童ポルノを掲載しているサイトの情報を交換する掲示板が存在している。

その他、インターネットを通じて、児童ポルノビデオの広告・販売を行っているサイトが存在している。

#### (2) 関連法令

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律により、児童ポルノの頒布、販売、業としての貸与、公然陳列は違法とされている。また、これらを目的とした児童ポルノの製造、所持、運搬、輸入、輸出は違法となる。

児童とは **18** 歳に満たない者とし、以下のものが児童ポルノにあたることとしている。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態<ol style="list-style-type: none"><li>①児童を相手方とする性交に係るもの</li><li>②児童を相手方とする性交類似行為に係るもの</li><li>③児童による性交に係るもの</li><li>④児童による性交類似行為に係るもの</li></ol></li><li>2. 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの<ol style="list-style-type: none"><li>①他人が児童の性器等を触る行為に係るもの</li><li>②児童が他人の性器等を触る行為に係るもの</li></ol></li><li>3. 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの<br/>「衣服の全部又は一部を着けないとは、社会通念上衣服と認められる物を全く着用していないか、又は衣服の一部を着用していない状態をいう。これに該当する具体的な例として、全裸の状態や半裸の状態が考えられ、通常の水着を着用している場合にはこれに該当しないと考えられるが、全裸又は半裸-の児童の身体の上に、社会通念上人が着用する衣服とは認められないような道明又は半透明の材質により作られた衣しょう等を着用している場合には、「衣服の全部又は一部を着けない姿態」に該当する。</li></ol> |
|--|

資料：園田 寿「《注釈》児童買春・児童ポルノ処罰法」

<http://w3.scan.or.jp/sonoda/law/kaishun/kaishun.html>

児童のこのような姿態が視覚によって認識可能であるならば、性器等が直接描写されていない、又はぼかしが施されているものであっても児童ポルノに該当するものと

考えられている。

また、児童ポルノとは「写真、ビデオその他の物」となっており、電磁的な画像データそのものは該当しない。但し、画像データが記録されたフロッピーディスクや**CD-ROM、DVD**などは「その他の物」に該当する。また、絵については法案段階では規制対象に挙げられていたが、最終的に法律としては規定されなかった。但し、実在する児童を特定可能な程度にリアルに描写した絵については、「その他の物」に該当する場合があると解されている。また、合成写真等を利用した疑似ポルノの中には、「実在する児童の姿態」を描写したものであると認定できるものもあり、こうしたものは児童ポルノに該当し得ると考えられる。

**Web** などを通じてこのような児童ポルノの頒布、販売を行うことは違法行為となる。また、**Web** などを通じて児童ポルノを不特定多数に対してダウンロード可能な状態にすることは公然陳列にあたると思えられる。

インターネット上でのわいせつ画像に関する判例では、画像データそのものをわいせつ物（図画）とはみなさず、画像データが記憶されたハードディスク等を「わいせつ物（図画）」と見なしている。児童ポルノにおいても同様の解釈がなされるものと考えられる。

## ○児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

### 第二条（定義）

この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの

### 第七条（児童ポルノ頒布等）

児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。

3 第一項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

### (3) 関連判例、検挙事例等

#### 【関連判例】2002年4月24日 京都地裁

インターネットを通じて児童ポルノ販売を行っていた被告に対して、児童ポルノ販売の有罪判決が言い渡された。被告はインターネットの電子掲示板を利用して児童ポルノ写真集の販売広告を掲示して購入客を募り、これを閲覧して購入申し込みをした者に対して、児童ポルノ写真集を販売した。

販売されていた写真集の一部は、芸術作品であるから児童ポルノに該当しないという主張がなされたが、「芸術的価値のあるものであっても、これを児童ポルノに該当するものとすることは差し支えない」と判断された。また、被撮影者の同意があるという主張がなされたが、児童ポルノ法の制定趣旨から考えて、「当該児童の同意があったとしても、これをもって、構成要件該当性あるいは違法性を阻却する事由とはなり得ないと解するのが相当である」としている。

#### 【検挙事例】2001年5月

警視庁は、平成13年5月9日、会社員を児童ポルノ公然陳列の罪、わいせつ図画公然陳列の罪で逮捕した。

被疑者は、平成12年12月22日ころから平成13年2月18日ころまでの間、パーソナルコンピューターに接続したインターネットを利用し、サーバーコンピューターに全裸等の児童ポルノ10画像とわいせつ図画18画像を記憶蔵置させ、同人が開設した掲示板に閲覧可能な状態に掲示し、インターネットでアクセスしてきた不特定の利用者に同画像を閲覧させ、もって児童ポルノ画像とわいせつ画像を公然と陳列したものである。

#### 【検挙事例】2001年10月

容疑者は、インターネットの電子掲示板に、児童ポルノ動画データの販売を掲載し、電子メールで注文を受け、購入希望者に児童ポルノの動画データをダウンロードさせたり、CD-Rに記録して郵送販売した。（富山）

(4) 違法性評価

Webコンテンツの違法性評価

コンテンツ内容	違法性
児童ポルノ画像・動画の掲載	×：違法 児童買春・児童ポルノ 処罰法 第7条 (公然陳列)
合成写真による児童ポルノ画像の掲載 (実在する児童の身体の大部分が描写されている 写真等は児童ポルノに該当する可能性が高い)	△：違法になる場合が ある 児童買春・児童ポルノ 処罰法 第7条 (公然陳列)
実在する児童の姿態と認められる絵の掲載	×：違法 児童買春・児童ポルノ 処罰法 第7条 (公然陳列)
児童ポルノ（ビデオ、 <b>CD-ROM</b> 等）の販売	×：違法 児童買春・児童ポルノ 処罰法 第7条 (販売)
児童ポルノ掲載サイト情報の提供	△：違法性判断がわか れる（公然陳列、また は同幫助にあたるもの 考え方もある）

## V. 著作権、知的財産権

### 1. 著作権関連

#### (1) インターネット上でのコンテンツ事例

##### ① 商用ソフトをダウンロードできるサイト

商用のコンピュータ・ソフトウェア（以下、ソフト）やツールを著作者の許諾なく複製し、閲覧者がダウンロード可能な状態にしているウェブサイト（掲示板を含む）がある。このような無断複製されたソフトは「**Warez**（ワレズ）」と呼ばれている。なお、これらの無断複製の対象とされるソフトには **10** 万円以上する高額ソフトやゲーム等が多い。

また、同様に商用ソフトを著作者に無断で **CD-R** に複製し、その **CD-R** を販売するためのサイトも見受けられる。

##### ② 商用ソフトのシリアルナンバーを掲載しているサイト

ソフトの違法コピーを防止するためにソフトごとに付けられたシリアルナンバーを公開しているサイトがある。無断複製のソフトとともにシリアルナンバーがサイトに掲載されていることもある。

##### ③ 音楽ソフトをダウンロードできるサイト

アーティストや著作権管理団体の許可なく著作権保護期間内の楽曲を不特定多数の人に提供しているサイトがある。楽曲だけでなく、楽曲の歌詞やプロモーションビデオなどをダウンロードできるサイトもある。他にも、著作者の許諾なく着メロを提供しているサイトもある。

##### ④ エミュレータ及びソフトウェアの ROM イメージをダウンロードできるサイト

エミュレータとは特定のハードウェア専用で作られたソフトを別のハードウェアでも動かすためのソフトのことであり、ネット上では「エミュ」などと呼ばれている。エミュレータを掲載するサイトでは、家庭用／アーケード用ゲーム機（ファミリーコンピュータやプレイステーション等）のエミュレータをダウンロードできる。

また、エミュレータで動作させるソフトを掲載するサイトも存在する。このようなサイトでは閲覧者は無料でエミュレータソフトをダウンロードできる。エミュレータソフトは「**ROM** イメージ」や略して「**ROM**」などと呼ばれることが多い。ダウンロードできる **ROM** イメージは、家庭用ゲーム機等のソフトのプログラムやデータを吸い出した無断複製であることが多い。

## ⑤無断にリンクを掲載しているサイト

「無断リンク禁止」や「リンクを張る際はご一報ください」と明記してあるのにもかかわらず、サイトの管理人に無断でリンクを貼っているサイトを見つけることがある。また、卑猥なサイトがアイドルの公式サイトへのリンクしてあるなど、リンク先のサイト管理者が好まないのにもかかわらず、リンクを貼るケースもある。

他にも、フレーム技術を使い、リンクにより自らのサイトのフレーム内に他人のサイトを表示させるケースもある。

## ⑥コンテンツを無断転載しているサイト

他人のサイトにあるコンテンツ（テキスト、写真、絵等）をそのまま使用しているもしくは真似ているサイトや、ゲームの画面をキャプチャーして載せているサイトがある。アイドルの写真や新聞、雑誌記事を転載しているケースも目立つ。

## (2) 関連法令

上記の 6 つのケースは著作物の複製や配信に関わる事例であるため、関連法令は著作権法になる。

### ①商用ソフトをダウンロードできるサイト

著作権法第 23 条第 1 項及び第 30 条により、個人的使用の目的以外で著作物の複製もしくは配信を行えば違法になる。ソフトをインターネット上のウェブサイトに掲載することは複製、第三者の利用者がダウンロードできる状態にすることは公衆送信に該当するため、著作権法違反（公衆送信権侵害及び複製権侵害）になる。なお、無断複製 CD-R を販売することも著作権法違反（複製権侵害）である。

### ②商用ソフトのシリアルナンバーを掲載しているサイト

解釈によって適用する法律が異なるが、違法性が高いことは確実のようである。英数字の配列であるシリアルナンバー自体は著作物（著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したもの」著作権法第 2 条）ではない。しかし、シリアルナンバーの掲載により不正複製が可能となることから、②のケースは不正複製に協力したことと見なされ、著作権法違反（複製権侵害の幫助）になる可能性がある。もしくは、シリアルナンバーの掲載により商用ソフトの保護手段が回避され、ソフトの権利者が得るはずの利益を妨害するので、業務妨害罪（刑法第 233 条）に問われる可能性がある。

### ③音楽ソフトをダウンロードできるサイト

音楽ソフトのケースでも違法性が問われる。音楽ソフトを **MP3** 等で圧縮し、コンピュータに取り込み、個人的に楽しむことは著作権法第 **30** 条により適法となるが、音楽ソフトをインターネット上に掲載し、第三者がダウンロードできる状態にすることは、①のケースと同様に著作権法違反（複製権侵害及び公衆送信権侵害）になる。

### ④エミュレータ及びソフトウェアの ROM イメージをダウンロードできるサイト

エミュレータを配信することは違法ではないが、エミュレータで動かすソフト（ROM イメージ）を掲載、配信すれば著作権法違反（公衆送信権侵害及び複製権侵害）に当たるものと考えられる。エミュレータそのものはゲーム機の複製した物にはあたらない。例えば、ファミリーコンピュータのエミュレータであれば、ファミコンのソフトをパソコン等の別のハードウェアで動かすためのソフトウェアに過ぎず、ハードウェアであるファミコンを複製した物ではない。したがって、エミュレータの開発、配信は違法ではないと解される。しかし、**Web** での配信を目的として、**ROM** イメージを元々のソフト（ファミコンであればファミコンのカセットのソフト）から吸い出したり、複製したりする行為は複製権侵害となる。

### ⑤無断にリンクを掲載しているサイト

リンクを貼る行為は著作権法違反にならないが、貼り方によっては違法性が生じる可能性がある。リンクそのものがリンク先の情報を複製・配信しているわけではないので、リンクを貼る行為は著作権法違反にはあたらない。**URL** の記載も **URL** 自体を著作物として見なされていないため適法である。（参考：リンクの際のコメントが「バカのページへ」等と誤解を招くものである場合、名誉毀損罪に当たる可能性がある。また、リンク先が違法情報のサイトであれば、リンクを貼る行為がその犯罪の共犯と見なされる可能性がある。）

しかし、フレームを利用したリンク等によりサイトの情報を組み合わせ、そのサイトの作者の意図と異なる表示をさせた場合など、リンクにより改変が行われたと認められることもある。その場合は同一性保持権侵害（著作権法第 **20** 条第 **1** 項）に当たる可能性がある。また、他人のサイトをあたかも自分のサイトのように見せるリンクの貼り方は、公衆送信権侵害になる可能性がある。

### ⑥コンテンツを無断転載しているサイト

他人のサイトのコンテンツでも「公表された事実」の複製であれば、違法になら

ない可能性があるが、コメントや写真、絵等は著作権法上の著作物と見なされるため、無断で他人のサイトをそのまま使用したり、真似たりすることは著作権法違反（公衆送信権侵害及び複製権侵害）になると考えられる。ゲーム画像やアイドル写真、新聞記事の無断転載も同じく違法となる。なお、無断での写真の転載は、被写体となっている人物の肖像権やパブリシティ権の侵害にもなる。

## ○著作権法

### 第二十条（同一性保持権）

著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。

### 第二十三条第一項（公衆送信権等）

著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

### 第三十条第一項（私的使用のための複製）

著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

- 一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合

## (3) 関連判例、検挙事例等

### ①商用ソフトをダウンロードできるサイト

【検挙事例】2000年7月4日

メーカーの許諾を得ず商用ソフトを複製・販売したとして、会社員を著作権法違反の罪で前橋地裁に起訴した。被告人は、ソフトメーカーの承諾を得ずに複製した商用ソフト 38 点を電子メールや電子掲示板等で広告し、全国各地の 12 人に郵送販売していた。

### ④エミュレータ及びソフトウェアの ROM イメージをダウンロードできるサイト

【関連判例】2001年5月31日 徳島簡裁

不正に複製した任天堂やエニックス、光栄などのゲームソフト（エミュレータで動作させるソフトを含む）を自分のサイトに掲載し、不特定多数の人にダウンロー



ドさせていたとして、佐賀県の会社員を著作権法違反の容疑で逮捕した。容疑者は**200**本以上のゲームソフトをホームページに掲載し、**2001**年**1**月から**5**月までの**4**ヶ月間で約**70**万件の接続があった。徳島県警のハイテク犯罪対策室などがこのサイトを見つけ、任天堂などゲームソフト会社が**3**月に告訴していた。

徳島簡裁は著作権法違反の罪として罰金**50**万円の略式命令を下した。

【検挙事例】**1999**年**11**月**25**日

札幌北署と道警生活経済課は「ファイナルファンタジー」等の市販のゲームソフトをメーカーの許諾なく複製し、自分のホームページに掲載したとして大学生を著作権法違反の容疑で逮捕、札幌地裁に書類送検した。容疑者はゲームソフトを自分のパソコンに取り込み、エミュレータで動作させるソフト（**ROM**イメージ）にして、無料でダウンロードできる状態にしていた。

(4) 違法性評価

Webコンテンツの違法性評価

コンテンツ内容	違法性
著作者に無断で商用ソフトを掲載し、閲覧者がダウンロード可能な状態にしているサイト	×：違法 著作権法第 <b>23</b> 条第 <b>1</b> 項及び 第 <b>30</b> 条第 <b>1</b> 項 (公衆送信権侵害、複製権侵害)
商用ソフトのシリアルナンバーを掲載しているサイト	×：違法 著作権法第 <b>23</b> 条第 <b>1</b> 項もしくは 刑法第 <b>233</b> 条 (複製権侵害幫助、業務妨害罪)
著作者に無断で音楽ソフト、歌詞や楽譜を掲載し、閲覧かつダウンロード可能な状態にしているサイト	×：違法 著作権法第 <b>23</b> 条第 <b>1</b> 項及び 第 <b>30</b> 条第 <b>1</b> 項 (公衆送信権侵害、複製権侵害)
エミュレータをダウンロードできるサイト	○：合法

Webコンテンツの違法性評価（続き）

コンテンツ内容	違法性
エミュレータで動作させるソフト（ <b>ROM</b> イメージ）を掲載し、閲覧者にダウンロード可能な状態にしているサイト	×：違法 著作権法第 <b>23</b> 条第 <b>1</b> 項及び 第 <b>30</b> 条第 <b>1</b> 項 (公衆送信権侵害、複製権侵害)

他人のサイトへのリンクを貼っているサイト	○：ただリンクを貼るだけなら 合法
フレーム技術等によりリンク先の情報が当初の意図と異なって表示するリンクを貼っているサイト	×：違法 著作権法第 <b>20</b> 条 (同一性保持権侵害)
フレーム技術等により他人のサイトをあたかも自分のサイトのように見せるリンクを貼っているサイト	×：違法 著作権法第 <b>23</b> 条第 <b>1</b> 項 (公衆送信権侵害)
他人のコンテンツ（ホームページや写真、記事等）を無断で掲載しているサイト	×：違法 著作権法第 <b>23</b> 条第 <b>1</b> 項及び 第 <b>30</b> 条第 <b>1</b> 項 (公衆送信権侵害、複製権侵害)

## VI. 誹謗・中傷

### 1. 名誉毀損、信用毀損

#### (1) インターネット上でのコンテンツ事例

##### ①私人に対して誹謗・攻撃するサイト

公人を除く一般人（私人）を批判したり、誹謗したりするサイトがある。具体的には、「△田◇子が出世したのは部長と不倫関係にあるからだ」と暴露するサイトや「あいつはバカだ」等と誹謗するサイトである。また、他人になりすまして、「私と付き合ってください」等と本人が望まない情報や嘘の情報を流すケースもある。これらのケースは電子掲示板で見受けられることが多い。

##### ②公職人及び著名人に対して誹謗・攻撃するサイト

特定の公職人や著名人などの公人の活動を公表したり、誹謗・攻撃したりするサイトがある（ここでの公人とは公職者や芸能人等の社会的な関心を集める人物）。具体的には、「××議員は◇◇社から賄賂を受け取っている」と告発するサイトや「タレントの△◇はカツラをかぶっている」等と誹謗するサイトである。このケースも電子掲示板で見受けられることが多い。

##### ③企業や団体等に対して誹謗・攻撃するサイト（告発系サイト）

「告発系サイト」と呼ばれる特定の企業や団体等を誹謗・攻撃するサイトがある。具体的には、「〇〇病院はヤブ医者ばかりだ。これがその証拠である父のカルテだ。」とカルテや写真等の証拠を掲載し、その病院の不当な行いを告発するサイトや「△△社は欠陥品ばかりだ。誰も買うなよ。」などと記し、証拠を示さないサイトがある。

#### (2) 関連法令

##### ①私人に対して誹謗・攻撃するサイト

刑法第 230 条及び第 231 条により、私人が社会的に受けている評価を傷つける行為は名誉毀損罪や侮辱罪になる。私人に対する批判や誹謗はその真偽に関係なく、名誉毀損罪となる。また、事実を示さず、噂に基づいた誹謗は侮辱罪に相当する。つまり、この場合、いくら真実であっても名誉毀損罪もしくは侮辱罪になるものと考えられる。また、知人になりすまして、個人情報や本人が望まない情報、嘘の情報を流した場合でも名誉毀損罪が適用される。

## ②公職人及び著名人に対して誹謗・攻撃するサイト

批判の対象が公職人や著名人であれば、名誉毀損罪に該当する行為の範囲は狭くなる。刑法第 230 条第 2 項によれば、サイトの内容が公共の利害に関する場合であり、公益を図る目的であり、真実と認められる場合であれば、名誉毀損罪は適用されない。つまり、公職人や著名人等の社会的な関心を集める人物に対する真実に基づいた批判や告発のサイトであれば、名誉毀損にはならない。しかし、公職人や著名人でも虚偽の情報の開示や個人的な情報に基づいた攻撃は名誉毀損罪にあたる。公人の個人的な情報については私人と同様に取り扱われる。

## ③企業や団体等に対して誹謗・攻撃するサイト（告発系サイト）

企業や団体の場合でも刑法第 230 条第 2 項における名誉毀損の例外があてはまり、目的の公益性、内容の真実性と公益性があるならば、違法ではない。しかし、公益性と真実性のどちらか一つでも欠けると名誉毀損罪、侮辱罪、信用毀損罪、業務妨害罪となる。つまり、証拠を示さず、「あの病院はヤブ医者ばかりだ」とサイトに載せることは違法になる。また、企業や団体の役員個人に対する批判や攻撃は②と同じである。

## ○刑法

### 第二百三十条（名誉毀損）

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

### 第二百三十条の二（公共の利害に関する場合の特例）

前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

### 第二百三十一条（侮辱）

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

### (3) 関連判例、検挙事例等

#### ①私人に対して誹謗・攻撃するサイト

【関連判例】2002年5月1日

知り合いの女性に交際を断られた腹いせに、その女性になりすまして「エッチしたい」等のメッセージと女性の名前や電話番号を掲示板に書き込み、女性の名誉を傷つけたとして、名誉毀損の疑いで容疑者を逮捕した。

2002年5月1日、青森地裁で判決公判が行われ、懲役一年十ヶ月、執行猶予三年、執行猶予期間の保護観察処分が下された。

【関連判決】1999年9月24日 東京地裁

東京都立大学内の対立するグループの一方(A)が大学のコンピュータシステム内に他方(B)を誹謗するサイトを立ち上げたとして、BがA及び大学設置者である東京都に名誉毀損による損害賠償を求めた。

東京地裁は、都立大のネットワーク管理者である東京都の職員が有する削除権限は都立大のネットワークの信用を維持するために認められおり、今回のケースでは東京都の削除権限及び名誉毀損行為はなかったとして、東京都の責任は否定した。一方、Bを誹謗するサイト掲載当時、AとBは実力による衝突をしており、誹謗サイトは「公益性を図る目的」ではなく、Bを「非難する目的」に書かれたものであり、「その記載内容が真実であるかどうかについて判断するまでもなく」Aの行為は違法性があると判断した。ただ、掲載期間が2ヶ月であったこと、AとBの間では当該違法行為の前より日常的に小競り合い及び非難の応酬が行われていたことなどを考慮し、名誉毀損による損害賠償額は原告1人につき3000円と軽微なものとなった。

#### ③企業や団体等に対して誹謗・攻撃するサイト（告発系サイト）

【関連判例】2002年6月26日 東京地裁

東京都内の動物病院が電子掲示板「2ちゃんねる」における書き込みで中傷されたとして、「2ちゃんねる」の管理者に削除依頼を申し込んだが、管理者は削除依頼に応じなかったとして、動物病院の経営者が掲示板管理者に損害賠償を求めた。

東京地裁は掲示板の書き込み内容を名誉毀損と認め、管理者に書き込みの削除と損害賠償400万円の支払いを命じた。

【関連判例】2002年9月2日 東京地裁

勤務先の会社から解雇を受けた社員が電子掲示板「2ちゃんねる」において「不当解雇」というスレッドを作成し、「従業員は奴隷だと思っているふしがある」等と勤めていた会社及び社長夫婦を誹謗・中傷する書き込みを行ったとして、社員が勤めていた会社及び社長夫婦が社員に損害賠償を求めた。

東京地裁は社員の書き込みによって会社及び社長は「経営者として不適格であるかのような印象」を与えられ、「名誉、信用等について社会から受ける客観的評価が低下したことは明らか」と判断した。ただし、インターネット上の情報は信用性に乏しい場合もあり、また、傷つけられた名誉は会社もしくは経営者としての名誉であるので、名誉毀損における損害賠償額を原告請求額よりも少ない会社に対して100万円、社長夫婦にそれぞれ30万円とした。

#### (4) 違法性評価

Webコンテンツの違法性評価

コンテンツ内容	違法性
私人を誹謗・攻撃するサイト	× : その真偽に関わらず違法 (名誉毀損罪、侮辱罪)
公職人、著名人などを誹謗・攻撃するサイト	△ : 下記のケースにより異なる
真実であり、かつ公益性のある情報で、私生活に係らない事実の掲載	○: 合法
公共の利益に関係しない情報、根拠のない情報、個人の攻撃等の掲載	×: 違法 (名誉毀損罪、侮辱罪)
企業や組織を誹謗・攻撃するサイト	△ : 下記のケースにより異なる
真実であり、かつ公益性のある情報の掲載	○: 合法
公共の利益に関係しない情報、根拠のない情報、役人の攻撃等の掲載	×: 違法 (名誉毀損罪、侮辱罪、信用毀損罪、業務妨害罪)

## 2. 肖像権、プライバシー権、パブリシティ権

### (1) インターネット上でのコンテンツ事例

#### ① 個人情報（住所、電話番号等）の無断掲載するサイト

本人が知られたくない個人情報を無断で公開しているサイトがある。住所、氏名、電話番号だけでなく、生年月日、身体的特徴、趣味等の私生活に関わる情報を掲載しているケースもある。また、犯罪者の氏名や住所等の個人情報を載せているサイトや国会議員の資産や住所や電話番号を載せているサイトもある。

#### ② 写っている人物に無断で自ら撮影した画像を掲載するサイト

サイト作成者が撮影した写真であっても、本人以外の被写体に無断で写真を掲載しているサイトがある。街の風景の写真や同窓会の写真、観光地の写真等、その種類は多様である。

#### ③ 著名人の写真を無断掲載するサイト

サイト作成者本人がアイドル等の著名人を撮影した画像を掲載しているサイトがある。また、著名人の顔と他の画像を組み合わせたコラージュ画像の掲載もよく見受けられる。アイドル画像を組み合わせたコラージュのことはアイドルコラージュやアイコラと呼ばれており、女性アイドルの顔とヌード写真を組み合わせたケースが多い。

### (2) 関連法令

今のところ、プライバシー権や肖像権を明確に定めた法律は存在せず、これらの権利は判例で認められてきた。ただし、プライバシー権や肖像権の侵害は刑事上の違法行為ではなく、民事上の不法行為であり、損害賠償責任等が発生する。

プライバシー権は憲法第 13 条で認められている「個人としての尊重」と「生命・自由・幸福追求権」等に基づいて、「宴のあと事件」（昭和 39 年 9 月 28 日東京地裁判決）等の判例で「私生活をみだりに公開されない法的保障ないし権利」として定義されている。なお、「宴のあと事件」の判例では、プライバシーを以下のように定めている。

- ・ 私生活上の事実またはそのように受け取られる恐れがある事柄
- ・ 一般人の感受性を基準として、当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められる事柄
- ・ 世間一般に未だ知られていない事柄

肖像権も同じく憲法第 13 条に依拠しており、「京都府学連事件」（昭和 44 年 12 月 24 日最高裁判決）等の判例で「みだりにその容姿・姿態を撮影されない」権利として認められている。

パブリシティー権は、著名人が自らの肖像や氏名等の顧客吸引力のある個人情報から生じる経済的価値を支配できる権利のことであり、その根拠となる判例として「マーク・レスター事件」（昭和 51 年 6 月 29 日東京地裁判決）や「おニャン子クラブ事件」（平成 3 年 9 月 26 日東京高裁判決）等が挙げられる。

### ①個人情報（住所、電話番号等）の無断掲載するサイト

個人情報の無断公開はプライバシー権の侵害に当たる。民事上の違法行為に当たるので、権利を侵害された人はサイト作成者に対して、損害賠償請求と掲載の差止請求をすることができる。個人情報と共に「恋人募集中」や「不倫希望」等のコメントが掲載されていれば、刑事上の名誉毀損罪になる可能性が高い。

ただし、名誉毀損の場合と同じく、目的と内容の公益性及び内容の真実性が認められれば、プライバシー権の侵害にならない。つまり、公職人等の公人であれば、プライバシー権はある程度制約されると考えられている。一方、犯罪者は公人ではないので、報道目的以外で名前や写真、前科を掲載することはプライバシー権侵害となる。

### ②写っている人物に無断で自ら撮影した画像を掲載するサイト

いくら自分で撮影した写真でも、被写体の人物に無断で公開することは肖像権の侵害になる。プライバシー権の侵害と同様に、掲載者の民事上の責任として損害賠償請求と掲載差止請求が行える。ただし、多数の人がいる公衆の場などで風景の一部として人物が写っている場合は、その人物の肖像権を侵害したことになる。

### ③著名人の写真を無断掲載するサイト

サイト上で芸能人などの著名人の写真を掲載する行為は、肖像権侵害だけでなく、パブリシティー権の侵害にもなる。写真だけでなく、著名人の名前や似顔絵でもパブリシティー権の侵害になる。著名人が提訴することにより、損害賠償責任が争われる。

しかし、漫画やアニメのキャラクター等の物に対するパブリシティー権は、判例でも判断が別れている。（「競走馬パブリシティー事件」平成 13 年 3 月 8 日名古屋高裁判決及び平成 13 年 8 月 27 日東京地裁判決）

コラージュ写真の掲載は、肖像権侵害とパブリシティー権侵害の民事上の違法行



為だけでなく、刑事上の著作権法違反（同一性保持権侵害）にもなりうる。また、女性タレントの顔とわいせつ画像のコラージュなどでは、名誉毀損罪の可能性もある。

## ○憲法

### 第十三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

## (3) 関連事例等

### ① 個人情報（住所、電話番号等）の無断掲載するサイト

【関連事例】 1998年1月28日

人材派遣会社に登録していた 9 万人分の女性の個人情報がインターネット上のホームページで販売されていた。情報の内容は、住所、氏名、生年月日、電話番号だけでなく、A から C 「容姿ランク」が公開されていた。この名簿に掲載されていた女性が人材派遣会社に対して不法行為による損害賠償を求め、提訴した。

### ② 写っている人物に無断で自ら撮影した画像を掲載するサイト

【関連判例】 2001年10月17日 東京地裁

新聞社や著名学者 12 人がインターネット上のホームページで著書の要約文や肖像を無断で使用されたとして、ホームページを開設している企業に対し、著作権法違反と肖像権侵害による損害賠償と掲載の差止を求める訴えを起こした。

東京地裁は著作権法違反及び肖像権侵害を認め、ホームページ開設者に対して、掲載の差止及び 100 万円から 150 万円の損害賠償の支払いを命じた。

(4) 違法性評価

Webコンテンツの違法性評価

コンテンツ内容	違法性
私人の個人情報を無断掲載するサイト	× ：民事上の違法行為 (プライバシー権の侵害)
自ら撮影した画像を被写体に無断で掲載するサイト	× ：民事上の違法行為 (肖像権の侵害)
被写体が公共の場など風景の一部として写っている場合	○：合法
著名人の写真を無断掲載するサイト	× ：民事上の違法行為 (パブリシティー権の侵害)
コラージュ画像を掲載するサイト	×：違法 (民事上のパブリシティー権の侵害、刑事上の名誉毀損罪、著作権法違反)